

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
分担研究報告書

虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究
平成18年度 分担研究報告書

分担研究者 酒井 龍彦

研究要旨：罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図る観点から、実態調査を実施し現状における問題点を探るとともに、就労、生活訓練、地域生活支援への移行のあり方、社会復帰に向けた福祉分野の役割と矯正及び更生保護の関係機関等との連携の具体的な取り組み、法的整備に関する課題等を分析する。

A．研究目的

現行制度における虞犯・触法等の障害者の就労と地域生活の現状と課題

B．研究方法

調査分析

- (1) 社会福祉法人南高愛隣会におけるこれまでの実践事例と分析
 - ・ 罪を犯したり、反社会的行動を起した知的障害者の実践事例からの統計と考察
- (2) 九州管内における罪を犯した障がい者の実態
 - ・ 北九州医療刑務所等矯正施設の実態
 - ・ 長崎県内における更生保護施設の現状と課題
 - ・ 長崎県内における福祉施設の支援の状況（婦人保護施設、救護施設）
- (3) 医療との連携の必要性に関する課題調査
 - ・ 精神障がい者の地域移行への取り組みと課題（社会復帰の実態）
 - ・ 精神障がい者の就労（訓練）への取り組みについての現状と課題
- (4) 受け入れるための実践的モデル事業への取り組み
 - ・ 麓刑務所（鳥栖市）及び中津少年学院（中津市）との研究計画
 - ・ 矯正局と保護局と社会福祉法人南高愛隣会との受入れに向けての連携会議の開催
 - ・ 受け入れるための実践方法フローチャートの作成
 - ・ 関係機関による合同支援会議準備会の開催

C. 研究結果

(1) 社会福祉法人南高愛隣会におけるこれまでの実践事例と分析

- ・罪を犯したり、反社会的行動を起した知的障害者の実践事例からの統計と考察

(実践事例からの統計と考察)

社会福祉法人 南高愛隣会、並びに、職業訓練法人 長崎能力開発センターにおいて受け入れた、罪を犯したり、反社会的行動を起こした知的障害のある人の実態調査報告

1. 調査の目的

社会福祉法人 南高愛隣会（以下「(社福)南高愛隣会」）、並びに、職業訓練法人 長崎能力開発センター（以下「(職訓)長崎能力開発センター」）において、受け入れた罪を犯したり、反社会的行動を起こした知的障害のある人たちの実態を調査することにより、更生保護等の機能を福祉サービス分野で担う際の就労・生活トレーニングや地域支援のあり方・課題点を探る礎とする。

2. 調査対象者

(社福)南高愛隣会

知的障害者入所授産施設 雲仙愛隣牧場 (S53~H18)	実利用者251名
知的障害者入所更生施設 コロニー雲仙更生寮 (S56~H18)	実利用者167名
知的障害者通勤寮 双葉寮 (S60~H18)	実利用者 2名
知的障害者通勤寮 諫早通勤寮 (H8~H18)	実利用者14名
グループホーム・ケアホーム (H18現在)	実利用者 5名

(職訓)長崎能力開発センター

長崎能力開発センター (S62~H18現在)	実利用者 271名
------------------------	-----------

合計 710 名

注)「実利用者」とは、 においては全利用者、 は を経由していない利用者、 は を経由していない利用者、 は を経由していない利用者、 は を経由していない利用者、 は を経由していない利用者とする。

なお、(社福)南高愛隣会において以下の利用者は調査対象から除く

- ・福祉工場コロニーエンタープライズ社員(50名) ・福祉工場ブルースカイ社員(20名)
- ・長崎障害者就業・生活支援センター(登録者210名) ・生活支援センター「らいふ」(登録者67名)
- ・生活支援センター「はびねず」(登録者64名) ・生活支援センター「はあと」(登録者80名)
- ・生活支援センター「びーぶる」(登録者49名) ・ホームヘルプステーションほっと(登録者42名)
- ・デイサービスなかやま(定員30名) ・わーくかんまち(定員12名)・わーくやまびこ(定員20名)
- ・生活介護事業所なごみ(定員10名) ・就労継続支援事業なごみ(定員10名)
- ・雲仙愛隣牧場・分寮ワークショップペガサス(定員15名)

3. 調査項目

実人数、性別、犯行時の年代、犯行時の支援状況、犯行時の家庭環境、障害種別、知的障害の程度（療育手帳）、障害区分、現在の支援状況、犯罪の種類、犯罪の程度・状況、累犯状況

4. 結果・考察

イ. 実人数

（社福）南高愛隣会並びに（職訓）長崎能力開発センターにおいて受け入れた罪を犯したり、反社会的行動を起こした知的障害のある人の実人数
84人 / 710人中（11.8%）

考 察

昭和53年4月～平成18年12月の期間に対象施設を利用した人たちの11.8%は、罪を犯したり反社会的行動を起こした人であった。

この結果から、福祉施設においても、罪を犯したり、反社会的行動を起こした知的障害のある人たちの更生保護的な役割を少なからず果たしている状況が窺える。

また、あえて言及するまでもなく、一般企業への就職や地域での普通の暮らしを阻む要因の一つとして反社会的な行動があげられる。そのため福祉施設内トレーニングの中においても、当然更生保護施設的な役割や犯罪者を生まないための教育・訓練は重要となっている。

（参考資料1）（職訓）長崎能力開発センター第16回 修了生の実態調査報告書
八. 離職理由 表24 離職理由別の延べ離職者数

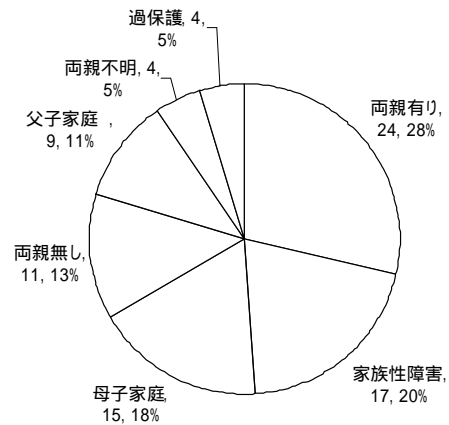
ロ. 性別 男 65人（77.4%） 女 19人（22.6%）

考 察

昭和53年4月～平成18年12月の期間に対象施設を利用した人たちの中で、罪を犯したり、反社会的行動を起こした人たちの性別は、男性が多い状況であった。

八．犯行時の家庭環境

両親有り24人（28.6%）
 家族性知的障害17人（20.2%）
 母子家庭15人（17.9%）
 両親無し11人（13.1%）
 父子家庭9人（10.7%）
 両親不明4人（4.8%）
 過保護4人（4.8%）

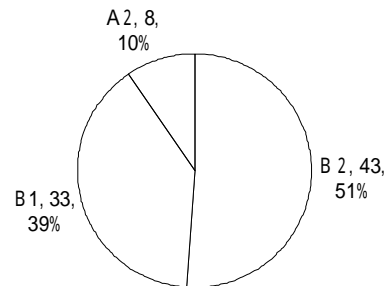


考察

昭和53年4月～平成18年12月の期間に対象施設を罪を犯したり、反社会的行動を起こした人の家庭環境は、**両親有りが約3割**である。家族性知的障害（20.2%）、両親無し（13.1%）、両親不明（4.8%）、過保護（4.8%）を合わせると約43%の人は家庭環境にも課題があるような背景が窺える。

二．知的障害の程度（療育手帳）

B2（軽度） 43人（51.2%）
 B1（中度） 33人（39.3%）
 A2（重度） 8人（9.5%）
 A1（再重度） 0人



考察

昭和53年4月～平成18年12月の期間に対象施設を利用した人たちの中心、罪を犯したり、反社会的行動を起こした人の、**知的障害の程度の程度は、軽度・中度の割合が多い。**

また、下の図表を参照し、厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査」（平成12年）と比較しても、軽度・中度の割合が多いことがわかる。

（参考資料2 - 2） 「平成18年版 障害者白書」

厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査」（平成12年）

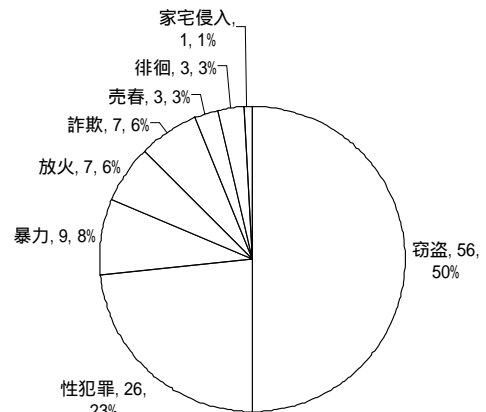
図表2 - 1 - 17 障害の程度にみた知的障害児・者数（在宅） 参照

B2（軽度）	73,200人（22.2%）
B1（中度）	77,600人（23.6%）
A2（重度）	92,600人（28.1%）
A1（最重度）	45,500人（13.8%）
不詳	40,300人（12.2%）
合計（総数）	329,200人

ホ．犯罪の種類

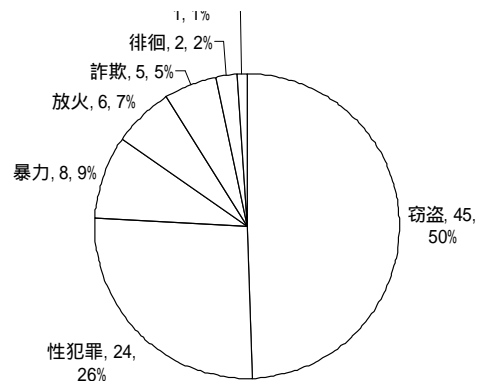
(全体) (延べ人数 112人で集計)

窃盗	56人 (50%)
性犯罪	26人 (23.2%)
暴力	9人
放火	7人
詐欺	7人
売春	3人
徘徊	3人
家宅侵入	1人



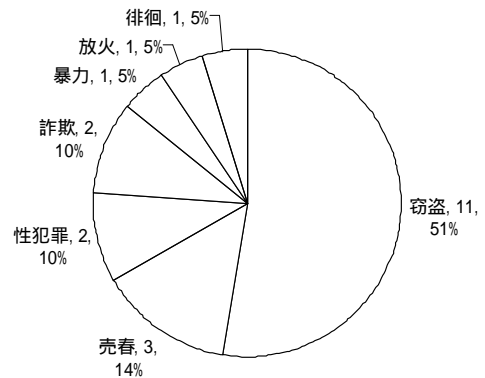
(男性) (延べ人数 91人で集計)

窃盗	45人 (50%)
性犯罪	24人 (26%)
暴力	8人
放火	6人
詐欺	5人
徘徊	2人
家宅侵入	1人



(女性) (延べ人数 21人で集計)

窃盗	11人 (51%)
売春	3人
性犯罪	2人
詐欺	2人
暴力	1人
放火	1人
徘徊	1人



考察

犯罪の種類は、全体的には窃盗が最も多く約半数を占め、続いて性犯罪である。性別で比較をしても、同様の結果であった。

窃盗が最も多い傾向は、「平成18年版 犯罪白書」の資料 ・ 刑法犯の罪名別認知件数 (平成17年) ・ 刑法犯の認知件数の罪名別構成比 (平成17年) を参照すると、わが国の犯罪の動向と同様の結果であった。

(参考資料3 - 1~3) 「平成18年度 犯罪白書」

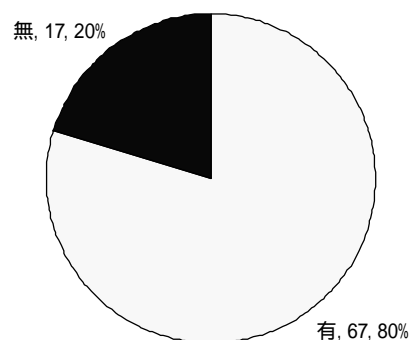
1 - 1 - 1 - 3図 刑法犯の認知件数の罪名別構成比 参照

へ．累犯状況

実人数84人中、80%にあたる67の人に、犯罪や反社会的行動を繰り返す傾向がみられた。

考 察

以上の結果は、今後さらに福祉サービスにおいて、トレーニング機能・更生保護機能を強化する際の課題点となるであろう。



まとめ

平成18年度においては、（社福）南高愛隣会、並びに、（職訓）長崎能力開発センターにおいて、現在までに受け入れてきた罪を犯したり反社会的行動を起こした知的障害のある人たちの実態を調査した。

それにより、今までの福祉施設においても更生保護的な役割を少なからず果たしている現状が窺えた。

また、障害のある人たちが罪を犯す背景に家庭環境が大きな要素を占めており、知的障害の程度は軽度・中度の割合が多い事も見えてきた。

犯罪の種類は窃盗が約半数を占めており、障害の有無に関係なく、わが国の犯罪動向と同様の結果であった。

さらに、累犯を重ねる傾向は今後の課題としてあげられた。

この調査を踏まえて、今後は罪を犯した障害のある人たちが利用している福祉サービス（就労・生活トレーニングから地域支援に至るまで）の実態を調査し、障害程度区分との整合性や、更生保護という視点で見た場合の法制度上の課題点等を探っていきたい。

そして、福祉サービスの内容を深め、実践を通して効果的な就労・生活トレーニング方法や地域支援のあり方を具体的に報告していきたいと考えている。

(2) 九州管内における罪を犯した障がい者の実態

入所中の知的障がい者の把握について

成年矯正施設においてはCAPAS測定により実施されており、又少年院においては家庭裁判所の審判時に詳細な個人情報把握が行われているものの、両者とも療育手帳（知的障がいの障がい程度を専門機関が示したもの）の取得に関しての必要性や把握については十分ではなかった。

更生保護施設に至っては国からの委託事業となり、運営、経営を行う施設の方針により三者三様で、知的障がい者の把握や受入れについてもバラつきがあった。

又、福祉施設の救護施設は生活困窮者（生活保護受給者）の生活保護施設であり、知的障がい者の把握は成されているものの、長期的生活施設の色彩強く、罪を犯した障がい者の受入れは少数であった。婦人保護施設においては知的障がい者の把握は成されているものの、DV防止、婦人保護機能の施設であり、罪を犯した障がい者の受入れについての具体的な回答は得られなかった。

いずれの施設においても、おおよそ知的障がい者の把握は出来ているものの専門機関（更生相談所）による障害程度の判定を受け、療育手帳の取得についてまでは及んでいないのが、おおよその実情のようである。

又、更に矯正・更生保護施設内処遇においては、知的障がいの特性を専門的に理解し対応する仕組みは、専門施設である中津少年学院以外では見受けられなかった。特に、成年矯正施設は犯罪者増加により、入所者は定員を超え職員配置の厳しさの中で一層知的障がい者対応にまで及びきれない実情が伺えた。

又、更生保護施設に至っては、委託費の薄さと有期限等の要件が重なり、運営そのものが保護司の支援を受けても厳しく知的障がい者の処遇にまで及ばず、受入れ時点で拒否される実態もあった。異例であったのはウズ広島でコラージュ療法等取り入れ、心理専門の職員による処遇が成され、知的障がい者も含め、更生、社会自立を積極的に行われていた。

出所（退院）に向けての環境調整について

少年院においては入院と同時に帰住地、身元引受人の確定を行い、個々人の教育プログラムについても密なカリキュラムに沿って処遇が成される仕組みとなっていた。しかしながら、仮退院で90～100%が親元に帰り、保護観察所の監督で更生を図るものの、家庭環境の状況により再入院のケースもある。

成年矯正施設においては、個人情報は本人からの聞き取りが中心であり、長崎刑務所においても帰住地希望が家族等35%であるものの、実際の出所後（仮釈放後）の足取りは不明。これらの人々はいったいどこにたどり着いているのだろうか。率直な疑問である。追調査の必要性があるのではないだろうか。麓刑務所によると、満期釈放（身元引受人の無い人）で出所した人の再犯率は高いとのこと。保護観察所の指導の下、身元引受人（保護司等）を付け、仮釈放の期間に家庭に代わり、知的障がい者の特性に合った訓練や処遇支援を福祉施設が担えないものだろうか。

出所（退院）後の実態等について

共通して、施設出所（退院）後のアフターフォローについては矯正、更生保護施設及び福祉施設に至るまで、13施設の全てが成されておらず、仕組みが確立されていない。総じて、施設内から外へ出て（保護観察等の終了）から先は何の手だても無いのが実情のようである。

矯正施設や更生保護施設と福祉機関、福祉施設やハローワーク等との連携も希薄であり、断片的である。又、矯正施設から更生保護施設～福祉施設へとつながっていく場合においても、情報保護法の関係上、支援に必要な生育歴等も含む個人情報が伝えにくい状況になっており、支援のバトンタッチ、連携に大きな障壁となっている様だ。福祉施設での支援においては特に対象者の問題背景となる生育歴や能力、障害特性、心身の状況、医療、家族、経済、職歴等トータルでアセスメントし、支援計画につなげていくわけだが、入口のアセスメントでの情報不足は結果的にニーズとマッチせず成果をみないことが多い。

又、麓刑務所においては、入所中に福祉事務所等を招いての療育手帳取得や障害者年金取得、生活保護申請についての説明を取り入れているものの、現実的出所後の活用については福祉機関は申請主義のため、本人が窓口に行き申請手続きを行うことについて、知的障がい者はその仕組みの理解やどこに行きどのように行えばいいのかといった具体的、実際の支援が必要であり、学習効果には疑問が残る。特に社会生活の基盤となる経済的な問題については、矯正施設や更生保護施設においても職業訓練の実施やハローワークの紹介だけでなく、就労支援制度等の導入により強化されつつあるものの、就労しそれを継続することにより経済基盤が確立され一歩前進できる条件となるだけでなく、又、生活の見守り、支援と併せアフターフォロー（地域生活支援）にどうつなげていくかが大きな課題として挙げられる。

（考 察）

施設内処遇において、知的障がい者の特性を理解し対応できる仕組みや職員の配置及び研修等による処遇改善が必要ではないか。その様な教育による効果は次ステップへ移りやすくするだけでなく、障がいを軽減できる可能性もあるのではなかろうか。

又、施設から出る際の事前の福祉機関や福祉施設との重なり、連携を強化することで法と法の狭間で行き場を失くし再犯を繰り返す障がい者の何らかの手だてにつながりはしないだろうか。

今回の施設見学を終え、罪を犯した障がい者の実態の一部を垣間見ることが出来た。今後、中でも知的障がい者（児）の入所割合の高い麓刑務所と中津少年学院と連携し、研究実践を行い、問題点を更に明らかにし、刑務所（少年院）と保護観察所と福祉施設の連携方法について方策を模索したい。

(3) 医療との連携の必要性に関する課題調査

財団法人正光会宇和島病院を受療中の精神障害者の中で、罪を犯したり、反社会的行動を起こした人の実態調査報告

1. 調査の目的

財団法人正光会宇和島病院を受療中の精神障害者の中で、罪を犯したり、反社会的行動を起こした人の実態を調査することによって、精神障害者に対する医療福祉サービス分野における地域支援のあり方・課題点を探る礎にする。

2. 調査対象者

平成19年3月15日現在において財団法人正光会宇和島病院を受療中の精神障害者

外来通院者 1,222名

入院者 314名

合計 1,536名

3. 調査項目

実人数、性別、過去の犯罪歴、犯罪の種類、犯行時の年代、生育環境、犯行時の居住環境、主病名、累犯状況

4. 調査方法

主治医の聞き取り調査及び、H12年以降の措置入院者症状消退届、措置入院鑑定書を参考にした措置入院歴のある精神障害者のカルテの確認

(参考) 精神保健福祉法第29条に規定される精神科病院における入院形態の一つ。

2名以上の精神保健指定医(3年以上の精神科診療経験を含む5年以上の経験を持つ医師で指定の研修を修め、厚生労働大臣に指定された者)の診察の結果、精神障害であり、入院させなければ、自傷他害(措置要件)のおそれがあると認められた時、本人及び保護者の同意の有無にかかわらず、都道府県知事は国・都道府県の設置した精神科病院または指定病院に入院させることができるという制度

5. 結果・考察

イ) 実人数

H19年3月現在において財団法人正光会宇和島病院を受療中の精神障害者の中で、罪を犯したり、反社会的行動を起こした人の実人数

34人 / 1536人 (2.2%)

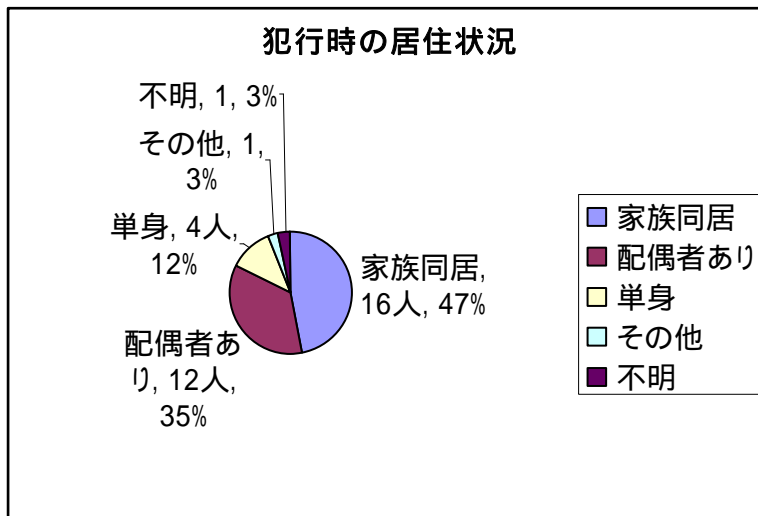
ロ) 性別

男性: 31人 女性: 3人

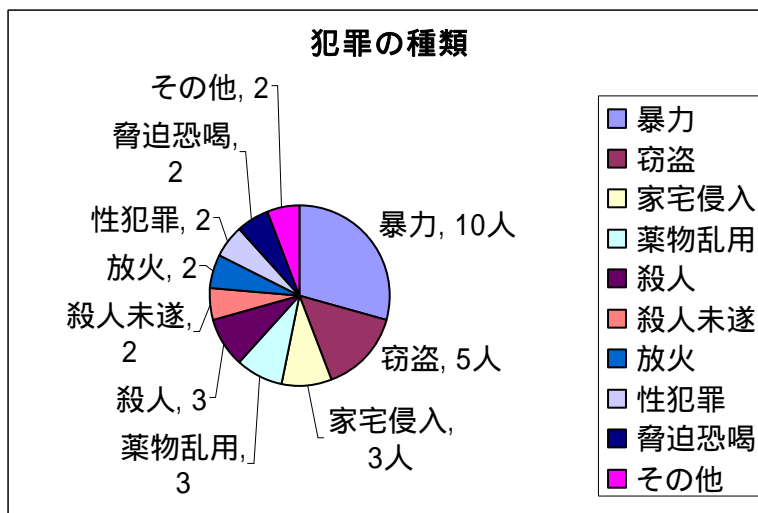
ハ) H19年3月 日における受療状況

外来: 29人 入院中: 5人

二) 犯行時の居住状況

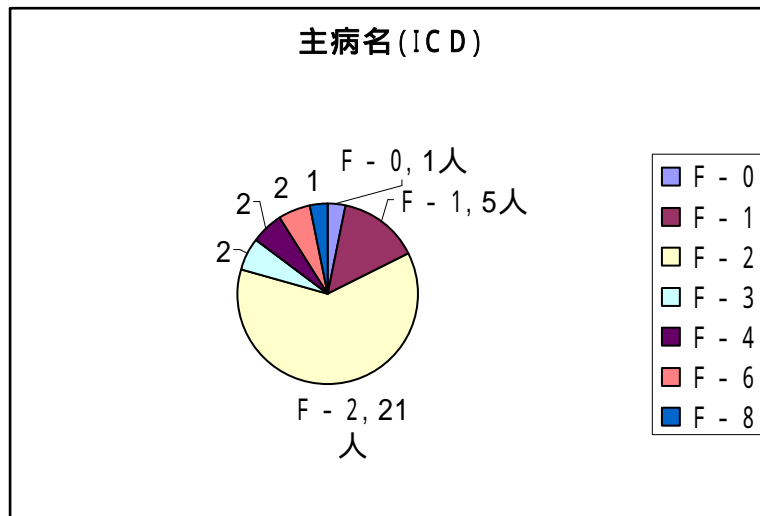


ホ) 犯罪の種類



暴力による事件が最多で10名(26.5%)。
 殺人、殺人未遂、放火などの特に重大な犯罪は7名(20.6%)
 その他は器物破損、過失による交通死傷事故
 薬物乱用は覚醒剤取締法違反である。

へ) 精神障害の主病名



F - 2 (統合失調症、統合失調型障害および妄想性障害) が最多で21人(61.7%)。しかし、主病名も含めて、覚醒剤、有機溶剤、アルコールなどの精神作用物質使用による問題を併せ持ったものは12名(35.3%)にのぼる。

- (参考) F - 0 : 症状性を含む器質性精神障害
F - 1 : 精神作用物質使用による精神及び行動の傷害
F - 2 : 統合失調症、統合失調型障害および妄想性障害
F - 3 : 気分(感情)障害
F - 4 : 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
F - 6 : 成人の人格および行動の傷害
F - 8 : 心理的発達の問題

へ) 累犯状況

34名中、5名が犯罪など反社会的行動を繰り返す傾向が見られた。また、9名が当院受療以前に犯罪、反社会的行動を犯したことがある。

6. 考察

今回の調査はH12年以降の措置入院者症状消退届、措置入院鑑定書を参考にした措置入院歴のある精神障害者のカルテの確認を中心とした方法をとったために、それ以前の犯罪を犯した障害者や比較的軽度の暴力、器物破損、窃盗などの犯罪を犯した者の例などは計上されていない。そのため、比較的最近の事例や繰り返し反社会的問題を起こす事例が中心となっている。

調査して特に目立つのは 性差(男女比が約9:1と圧倒的に男性の精神障害者が多い)

同居者の存在が犯罪発生の低下に直接結びつくとは限らない(同居者有り28名/34名)。

主病名(F2が最多で全体の61.7%を占める) 精神作用物質使用の問題

(12名/34名(35.3%))が精神作用物質使用の問題を持つ)の4点が挙げられる。

特に については依存症への対策が重要であることを示唆するものと考えられる。

(4) 受け入れるための実践的モデル事業への取組み

- ・ 麓刑務所（鳥栖市）及び中津少年学院（中津市）との研究計画

(研究計画)

麓刑務所長、九州地方更生保護委員会との

「罪を犯した障害者の就労と地域生活の現状と課題を探る実践的モデル事業について」

1 主旨

今回の研究の目的は、罪を犯し又は罪を犯しやすい障害者の地域社会生活への自立促進と再犯防止を図るため、生活・就労訓練及び生活環境の整備に必要な法的整備に関して、実態調査とモデル事業に実際に取り組むことにある。現在のところ、法務サイドと厚生労働（福祉）サイドの受刑者に対する情報提供・連携はなく、社会に出た後の福祉サービスの説明がないだけでなく、実際に地域での更生保護事業等における生活訓練においても福祉サイドが関わることはほとんどない。また、出所すること自体の情報提供がなく、その後の福祉サービスを受ける術を知らないこともある。福祉サイドもこうした現状を認知していなかったようである。

よって本調査は、本研究3ヵ年計画の初年度として、貴施設における知的障害者の実態を把握し、今後地域生活への移行に向けてどのような支援が必要となってくるのかを、モデル事業として（社福）南高愛隣会の各事業所で実践を行い、課題点を探り解決方法を見出していくために、次の要領で進めていきたい。

2 実施対象施設 麓刑務所

3 受け入れ対象者

本研究、藤本分担研究者の基準に基づく

基準		想定される状態像
CAPASでのIQ相当値70未満の者で、右のいずれかに該当する者	・ 医師診断により知的障害（精神遅滞、精神発達遅滞等を含む）の診断を受けた者	知的障害者
	・ 医師による知的障害診断は受けていないものの、心理技官の判定により、DSMにおける「精神遅滞」の診断基準に合致する者（この場合、個別知能検査が実施されていることが望ましいが、臨床判断のみでも差し支えない。）	知的障害者の疑い
上記以外の者（CAPASが実施未了であった者等）のうち、右のいずれかに該当する者	・ 医師診断により知的障害（精神遅滞、精神発達遅滞等を含む）の診断を受けた者	知的障害者
	・ 医師による知的障害診断は受けていないものの、心理技官の判定により、DSMにおける「精神遅滞」の診断基準に合致する者（この場合、個別知能検査が実施されていることが望ましいが、臨床判断のみでも差し支えない。）	知的障害者の疑い
療育手帳を所持している（又は、所持していると申告している）者		知的障害者

4 調査方法と内容

1 受け入れ対象者の属性等

本研究 藤本分担研究者の調査票に拠るほか、次の項目について調査する。

	本 刑
1	療育手帳の有無or不明
2	医療状況（既往症、病歴等）
3	居住地（住民票所在地）
4	各種年金の有無
5	資格の有無
6	家庭状況（本人の子について）

2 処遇上、保護上の対応策

知的障害者及び知的障害の疑いのある受刑者に対し、処遇上、釈放時保護上、どのような対策を講じているか、配慮を要する点及び課題は何かについて、調査する。

調査は、本研究 藤本分担研究者の調査票に基づき、必要な場合に、さらに具体的な調査を行う。

3 面接（選考会議 個別面接）・実習

仮釈放の期間を利用しての地域生活訓練の実施

本事項については、九州地方更生保護委員会及び長崎保護観察所との調整により実施する。

- ・ 対象者の確定（会議）
- ・ 身元引受人の確定
- ・ 住所の確定
- ・ 仮釈放の確定
- ・ 支援の福祉事務所の確定
- ・ 障害程度区分認定調査
- ・ 支援プログラムの作成
- ・ 利用契約
- ・ 定期的な合同支援会議
- ・ 最終決定会議

D．考察

分担研究者としての私のテーマは、モデル事業としての罪を犯した障害者の実践的な受け入れである。それに向けて18年度は、その準備の年と位置付け、矯正局と保護局との連携に努めてきた。矯正施設、更生保護施設等を実際訪問させていただき知的障がい者のもう一つの世界（実態）を見ることができた。

本当に「取り残された人達」「忘れられた人達」という感を強くした。この人達は、法と法との狭間に隠れ支援の手がまったく届かなかった人達である。家庭的な要因などいくつかの理由はあるにせよ、法を含めた社会的要因も大きいことがわかった。

また罪を犯す時、「誰か信頼できる相談相手がいれば」ということも痛感した。地域福祉の未熟さである。

したがってこの研究事業で一人でも多くの人達を福祉で支えていく仕組みをモデルとして構築し普及啓発に努めていきたい。

E．結論

（社福）南高愛隣会において、これまでに受け入れた罪を犯した知的障がい者及び反社会的行動を起こす方への処遇について統計をとり、そこから見えてくるものを考察し、支援のあり方を検証した。

また刑務所及び更生保護施設等を訪問調査し、現状を把握するとともに法務省保護局、矯正局と当研究班で、矯正施設から罪を犯した障がい者を施設へ受け入れる際の流れについて協議を行ない、受け入れのための実践方法フローチャートを作成した。

その上で、麓刑務所及び中津少年学院、地方更生保護委員会、長崎保護観察所、（社福）南高愛隣会で、合同支援会議を開催し、（社福）南高愛隣会において、受け入れるためのモデル的な実践を行い、実際受け入れることにより課題点を探り、解決方法を見出していく。